

気象業務法及び水防法の一部を改正する法律案要綱

第一 気象業務法の一部改正

一 水象の定義の拡大

水象の定義に、火山現象に密接に関連する陸水及び海洋の諸現象を追加するものとする。

(第二条第三項関係)

二 観測に使用することができる気象測器の拡充

予報業務の許可を受けた者は、気象庁が行った観測等（以下「本観測」という。）の成果に基づいて予報業務を行うに当たり、本観測の成果を補完するために行う観測（以下「補完観測」という。）に用いる気象測器については、検定に合格していないものであっても、本観測の正確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと等についての気象庁長官の確認を受けたときは、当該補完観測に使用することができるものとする。

(第九条第二項関係)

三 国土交通大臣から提供を受けた河川の水位等に関する情報の活用

気象庁は、都道府県知事が指定した河川について都道府県知事と共同して洪水の予報等をする場合に

において、国土交通大臣から第二の一の1の情報の提供を受けたときは、これを踏まえるものとするとともに、当該情報を活用するに当たって特に専門的な知識を必要とする場合には、国土交通大臣の技術的助言を求めなければならないものとする事。 (第十四条の二第三項及び第四項関係)

四 気象関連現象予報業務に係る許可の基準の見直し等

1 土砂崩れ（崖崩れ、土石流及び地滑りをいう。以下同じ。）、高潮、波浪又は洪水の予報の業務（以下「気象関連現象予報業務」という。）に係る許可の基準として、土砂崩れ、高潮、波浪又は洪水の予報の方法がそれぞれ国土交通省令で定める技術上の基準に適合するものであることを追加するものとする事。 (第十八条第一項第六号関係)

2 気象庁長官は、土砂崩れ又は洪水の予報の業務に係る許可をしようとするときは、当該予報業務のうち土砂崩れ又は洪水の予報の方法が1の技術上の基準に適合するものであることについて、国土交通大臣に協議しなければならないものとする事。 (第十八条第三項関係)

3 気象関連現象予報業務に係る許可を受けた者であつて、当該気象関連現象予報業務のための気象の予想を行わないものについて、事業所ごとの気象予報士の設置等を要しないものとする事。

(第十九条の二関係)

五 特定予報業務に係る許可を受けた者の説明義務の創設等

1 噴火、火山ガスの放出、土砂崩れ、津波、高潮又は洪水の予報の業務（以下「特定予報業務」という。）に係る許可については、当該特定予報業務に係る予報業務の目的は、3の説明を受けた者によりみ利用させるものに限られるものとする事。 (第十七条第三項関係)

2 特定予報業務に係る許可の基準として、3の説明を適確に行うことができる施設等を有するものであること及び当該説明を受けた者以外の者に予報事項が伝達されることを防止するために必要な措置が講じられていることを追加するものとする事。 (第十八条第一項第三号関係)

3 特定予報業務に係る許可を受けた者は、当該特定予報業務を利用しようとする者に対し、その利用に当たって留意すべき事項等を説明しなければならぬものとする事。 (第十九条の三関係)

六 気象庁以外の者による地象の警報の禁止

気象庁以外の者が警報をしてはならない現象に、土砂崩れその他の気象に密接に関連する地面及び地中の諸現象を追加するものとする事。 (第二十三条関係)

七 その他

その他所要の改正を行うものとする。

第二 水防法の一部改正

一 国土交通大臣による河川の水位等に関する情報の提供

1 都道府県知事は、都道府県知事が指定した河川の状況の通知等を行うため必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、当該通知等に係る河川の水位等に関する情報であつて、国土交通大臣が指定した河川について国土交通大臣が洪水のおそれを予測する過程で取得したものの提供を求めることができるとするとともに、国土交通大臣は、当該求めがあつたときは、当該情報を当該都道府県知事及び気象庁長官に提供するものとする。

2 1の情報の提供については、気象業務法第十七条及び第二十三条の規定は、適用しないものとする。

（第十一条の二第三項関係）

二 その他

その他所要の改正を行うものとする。

第三 附則

一 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする事。

(附則第一条関係)

二 所要の経過措置を定めるものとする事。

(附則第二条から第六条まで関係)

三 この法律の施行状況等に関する検討規定を設けるものとする事。

(附則第七条関係)

四 その他所要の改正を行うものとする事。

(附則第八条関係)